

四
產
物
方
日
記

(咸豐十一年)

一六〇六号

解題

この文書は、表紙に千八百七号とあつて、文書名は「諸外国ト琉球ト条約并ニ往復書類」、年代は「嘉永三年ヨリ 道光三十年ヨリ」と記されている。しかし、原本の表題紙の一部と思われる断片が残っていて、「大清咸豊拾」、朱筆で「文久元年」と記入されている。それを手がかりに『旧琉球藩評定所書類目録』（内務省総務局文書課蔵本明治三十六年八月謄写）、のち東京大学史料編纂所所蔵）で調べて見ると、実はこの文書は千六百六号で「咸豊十年ヨリ十一年迄」（万延元年ヨリ文久元年迄）の「産物方日記」だということが分かった。もともと一八六〇年（万延元）の元日から記載されていたはずであるが、何らかの事情で翌年一月七日までの記事が脱落している。なお、各文書の日付は「酉〇月〇日」と記

載されているが、53・54・55の文書に「文久元年酉七月」とあり、また93の文書にも「辛酉十二月朔日」と干支が明記されているので、前記の「産物方日記」であることは確かである。

「産物方」は、もともと「唐物方」と呼ばれていた。前記の『旧琉球藩評定所書類目録』の中に左記の「唐物方日記」が含まれていたことが分かる。

- 一〇四七号（一八一八〜一九年）
- 一〇六八号（一八一五〜二一年）
- 一〇七九号（一八二二〜二三年）
- 一〇九五号（一八二四〜二五年）
- 一一七二号（一八三二〜三三年）
- 一一九〇号（一八三四〜三五年）
- 一二五九号（一八三八〜三九年）
- 一二八〇号（一八四〇〜四一年）
- 一二九四号（一八四二年）

東京大学法学部に所蔵されていたが、残念ながらこれは関東大震災で焼失してしまったらしい。前記の目録

によれば、そのほかに左記の「産物方日記」が含まれて
いたことが分かる。

- 一〇一〇号（一八二六～二七年）
- 一三八四号（一八四六～四七）
- 一四八三号（一八四七～五二年）
- 一四八四号（一八四七～五二年）
- 一五〇七号（一八五三年）
- 一五二五号（一八五四～五五年）
- 一五六一号（一八五六～五七年）
- 一五九〇号（一八五八～五九年）
- 一六〇六号（一八六〇～六一一年）
- 一六二三号（一八六二～六三年）
- 一六八七号（一八六八～六九年）

右の一〇一〇号が、目録には「唐物方日記」ではなく
「産物方日記」と記載されているのは解せないが、とも
かく「産物方日記」は、一八六四年から六七年までの四
年間を除き、一八四六年から一八六九年までの間におけ
る「産物方」に関する一連の文書をまとめたものである。

右の「産物方日記」のうち現在残っているのは、一四八
四号・一六〇六号・一六八七号の三号だけである。一四
八四号は東京大学法学部所蔵のものであるが、一六〇六
号・一六八七号は警察庁旧蔵（現在、国立公文書館所蔵）
の文書である。

「産物方」については、高良倉吉氏が『琉球王国評定
所文書』第二巻所収の一三八四号の解題の中で、また豊
見山和行氏が同十六巻所収の一六八七号の解題の中で、
それを設置した目的と機構及び組織形態等についてくわ
しく述べている。また、『那覇市史』資料編第一巻九近
世那覇関係資料（古文書編）の中に、一八五〇年の「産
物方日記」が収録されており、小野まさ子氏がその「解
説」の中で「産物方」について、一八二〇年代以来の経
緯等を明らかにしている。「産物方」の組織形態及び役
人の配置等については、右の解題・解説を御覧いただく
ことにして、ここでは一六〇六号の各文書の中で特に重
要と思われる事項に関して略述して責めを塞ぐことにし
たい。

21-1・21-2・34・42-1・42-2・52・55は、いずれも昆布に関する文書である。

21-1・21-2の文書によれば、接貢船脇筆者・大筆者・官舎・才府の四名は、一八六一年三月十七日・十八日の両日に産物方から「古昆布」三万二三一三斤（五六六俵）、「新昆布」十七万七八一七万斤六合（二四一八俵）の購入を申請している。34の文書によれば、右の「古昆布」は前年鹿児島からもたらされたもので丁銭四三二七貫六六三文分、「新昆布」はこの年（一八六一年）のもので丁銭一万八六八三貫七三五文分である。これらの昆布は、同年秋の接貢船で中国に持ち渡るために購入することにしたが、なにしろ量が多く、直ちに代金を支払うことはできないので、支払いの期限を六月まで延期してほしいと願っている。

42-1の「口上覚」によれば、前記の脇筆者・大筆者・官舎・才府らは、同年六月に産物方に昆布の代金のうち丁銭一万貫文の延納を願っている。また、42-2の「口上覚」によれば、船頭他接貢船定加子・佐事ら十四人は、昆布の代金のうち丁銭三千貫の延納を願っていたことが分

かる。前者は「私共は皆貧乏で、他から金を借りて中国への渡航の準備をいたしておりますが、今回は借銭もままならず、云々」と釈明し、後者もほぼ同様の言い訳をしたあと、「金回りが悪い上に、進貢船も後れているので借銭の目当てがなく、云々」と強調している。両方も、来年の夏に中国から帰って来るまでの間、一割の利息で延納することを願っている。

52の「御請証文」によって、前記42-1の「口上覚」の中にあつた脇筆者・大筆者・官舎・才府らの願いが容れられて、翌七月に証文を差し出したこと分かる。また、55の「証文」も、前記42-2の「口上覚」の中に出ていた船頭ほか接貢船定加子・佐事ら十四人の願いが容れられて差し出したものであるが、それによって丁銭三千貫の内訳は、船頭が二千貫文、佐事七人（八人の誤りか）で七百貫文、定加子六人で三百貫文であつたことも分かる。

なお、34の文書に昆布の代金は二万八九二貫一八〇文（内訳の合計と誤差があるが）と記されているので、そのうち約六二パーセントは延納したことになる。ついで

に言えば、50の「覚」によれば、同年の夏に小唐船で持ち帰った「御内用方」（首里王府の内部で必要としている品）は丁銭九二四五貫五五三文分、「御商法方」（主として鹿児島で売り捌かれる品）は丁銭三万二九八五貫五二六文分であった。銭高で単純に比較すれば、昆布の代金は小唐船で持ち帰った品物の代金の約四九・五パーセントであった。

48・53・54の各文書は、同年秋の接貢船の乗組員らが産物方に差し出した借錢願いとその証文である。48の「口上覚」は、四方目・三方目・南風千子・時・脇五主・大五主らが同年六月に、「このごろは銭が払底して借り入れることも出来ないので、例年通りの注文品を買うために融通していただきたい」と、丁銭四千貫文の借錢を願い出したものである。54の「証文」は、その願いが容れられて七月に差し出したものである。53の「証文」は、いつ願い出たかは確認することができないが、同年七月に差し出したものである。

86の「口上覚」（「乍恐奉願候口上覚」）は、一八五六

年の小唐船の船頭が、薩摩の山田市左衛門から丁銭千貫文を借りて中国に渡ったが、帰帆の途中で遭難したり、一八五八年の渡唐の際には取り引きで損失を被るなど、悪条件がいくつも重なって、丁銭五百貫文の返済が滞っていたことを示している。

右の「口上覚」によれば、一八五八年当時、オランダ人が中国市場に品物を大量に持ち込んだために、昆布その他の商品の値段が下がってしまったという。おまけに中国各地で「兵乱」が続いていたので、商人らも先行き不安から取り引きに応ずる者が少なく、したがって那覇での買値よりも安い値段で売り払わなくてはならなかった。短期間で売り払わなくてはならなかったので、中国の商人に足元を見られて買いたたかれ、けつきよく「利潤とて一切これなく」という始末であったことが分かる。借錢の延納願いであるから、多少の誇張はないとはいえないが、一八五〇年代後半の中国貿易の事情を示すものとして興味深いものがある。

（仲地 哲夫）